

議案第 157 号

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 1 月 25 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例

川崎市工業用水道条例（昭和 31 年川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）

第 2 章 給水の申込み及び需給契約（第 6 条～第 8 条）

第 3 章 給水装置工事（第 9 条～第 13 条）

第 4 章 給水（第 14 条～第 18 条）

第 5 章 料金及び手数料（第 19 条～第 22 条）

第 6 章 管理（第 23 条～第 25 条）

第 7 章 雜則（第 26 条～第 28 条）

附則

第 1 章から第 3 章までを次のように改める。

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、川崎市工業用水道事業における給水についての料金、給水装置工事（給水装置の設置又は変更の工事をいう。以下同じ。）の費用負担その他の供給条件を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 配水管等から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（メーターを除く。）をもって構成された設備をいう。
- (2) 需給契約 工業用水の給水についての料金、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）及び使用者の責任に関する事項、メーターその他設備に関する費用の負担区分その他の供給条件に係る契約をいう。
- (3) 使用者 第8条第1項の規定により管理者と需給契約を締結した者をいう。
- (4) メーター 水道料金（以下「料金」という。）の算定に用いる水量メーター及びその附属品をいう。

（給水の範囲）

第3条 工業用水は、1給水先当たりの給水量が1日300立方メートル以上の者に供給する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（用途の制限）

第4条 工業用水は、工業用以外の用途に使用してはならない。

（責任消費水量制）

第5条 給水は、需給契約による責任消費水量制による。

第2章 給水の申込み及び需給契約

（給水の申込み）

第6条 工業用水の給水を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、管理者に給水の申込みをし、管理者の承諾を得なければならない。

2 管理者は、前項の申込み又は第4項の規定による届出があった場合は、当該申込み又は届出の内容が次に掲げる条件に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 給水能力に余裕があること。
- (2) 給水に必要な配水管等の施設があること。
- (3) 給水に応じることが工業用水の配水に支障を与えないこと。

3 管理者は、前項の規定により審査した結果、同項各号の条件に適合していると認める場合は、第1項の承諾をし、同項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に供給することが可能な責任消費水量を通知しなければならない。

4 申込者は、第1項の承諾を得る前に、同項の申込みの内容を変更しようとする場合は、管理者が別に定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

（給水の申込みの取消し）

第7条 申込者は、需給契約の締結前に前条第1項の申込みを取り消そうとする場合は、管理者が別に定めるところにより、管理者に届け出なければならぬ。

（需給契約の締結等）

第8条 第6条第1項の承諾を得た申込者は、管理者と需給契約を締結する。

2 使用者は、需給契約の内容を変更しようとする場合は、管理者が別に定めるところにより、管理者と変更契約を締結する。ただし、変更の内容が軽微であると管理者が認めるときは、届出によるものとする。

3 需給契約を解約しようとする使用者は、管理者に解約の申込みをし、管理

者の承諾を得なければならない。

第3章 給水装置工事

(工事の施行及び費用負担)

第9条 給水装置工事は、使用者が施行する。

2 使用者は、給水装置工事の着手前に管理者の設計審査を受け、かつ、その工事の完成後に管理者の完成検査を受けなければならぬ。ただし、管理者が別に定める工事については、この限りでない。

3 管理者は、給水装置工事の施行が他の使用者の給水に支障を生じさせるおそれがあると認める場合は、当該使用者に当該給水装置工事に関する情報を提供することができる。

4 給水装置工事の費用は、使用者の負担とする。

(管理者による施行)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、使用者からの請求があった場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、管理者が給水装置工事を施行する。

2 前項の給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法について必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水方式)

第11条 使用者は、管理者が別に定めるところにより、給水装置に受水槽を設置しなければならない。

(給水管、給水用具等の指定等)

第12条 管理者は、災害等による工業用水道施設及び給水装置の損傷を防止するとともに、工業用水道施設及び給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認める場合は、給水装置に用いようとする給水管及び給水用具並びに附属用具（給水管及び給水用具を防護するため

に設置する用具をいう。以下同じ。)について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、使用者に対し、給水装置工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置の変更等)

第13条 管理者は、配水管の移設その他特別の理由によって、給水装置又はその附属用具に変更を加える工事を必要とする場合は、使用者の同意がなくとも、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、その必要を生じさせた者又は使用者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、本市においてその費用の全部又は一部を負担することができる。

第5章を削る。

第25条第1項中「水道料金（以下「料金」という。）」を「料金」に改め、第4章中同条を第19条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用水量の決定、料金の徴収等)

第20条 管理者は、毎日定時にメーターの点検を行い、1日の使用水量を決定する。

2 管理者は、月末に当該月に属する毎日の料金を集計し、期限を指定して使用者から徴収する。

3 使用者は、前項の期限内に料金を納付しなければならない。

(使用水量の認定)

第21条 管理者は、メーター等に異状があった場合その他の使用水量が不明の場合は、使用水量を認定する。

第26条から第29条までを削る。

第30条第1項を次のように改める。

手数料は、次の種別に従い、申請の際、使用者から徴収する。

(1) 設計審査手数料

1 件につき 10,400 円

(2) 完成検査手数料

1 件につき 6,300 円

第30条第2項中「還付」を「これを還付」に、「局長が必要と認めるとき」を「管理者が必要があると認める場合」に改め、同条を第22条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 給水

(給水の原則)

第14条 使用者は、給水を開始しようとする場合は、管理者が別に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 給水は、災害等の場合、工業用水道施設が損傷した場合その他のやむを得ない場合を除き、制限し、又は停止しない。

3 管理者は、前項の規定にかかわらず、給水の制限又は停止をしようとする場合は、急迫の事情があるときを除き、あらかじめ、その日時、区域及び原因を告知する。

4 給水の制限又は停止によって生じた損害については、本市は、その責めを負わない。

5 使用者は、給水を廃止しようとする場合は、管理者に廃止の申込みをし、管理者の承諾を得なければならない。

(メーター等の設置)

第15条 管理者は、給水装置にメーター及びメーターの測定した使用水量を記録する機器（以下「メーター等」という。）を設置し、使用者に貸与する。ただし、管理者が承認する場合は、使用者のメーターをもってこれに代える

ことができる。

- 2 管理者は、メーター等の点検を適切に行うため、メーター等の位置及び種類並びにメーター周辺の給水装置の構造及び材質を指定することができる。
(メーター等の保管責任)

第16条 使用者は、メーター等の保管について責任を負わなければならない。

- 2 使用者は、メーター等を亡失し、又はき損した場合は、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、災害等又は自然破損の場合は、この限りでない。

(メーター等の検査)

第17条 管理者は、メーター等の機能について、使用者から請求があった場合は、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

(工業用水の濫用、分与及び販売の禁止)

第18条 工業用水はこれを濫用し、又は管理者の承認を得ないで他に分与し、若しくは販売してはならない。

第6章を次のように改める。

第6章 管理

(給水装置等の管理義務等)

第23条 使用者は、管理者が別に定めるところにより、給水装置及び受水槽(以下「給水装置等」という。)を管理し、給水装置等に工業用水の汚染、漏水その他の異状があると認める場合は、直ちに修繕その他の必要な処置を行わなければならない。

- 2 使用者は、前項の処置を行った場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定に基づく管理義務を怠ったことによって生じた損害は、使用者の責任とする。

(給水装置等の隨時検査等)

第24条 管理者は、工業用水道の管理上必要があると認める場合は、給水装置等及びメーター等を隨時に検査することができる。この場合において、管理者は、検査の結果不正又は不適当と認めるときは、使用者に対し、その給水装置等の撤去、改良その他の必要な処置を行わせることができる。

2 使用者が前項の処置を行わない場合又は工業用水道の管理上特に必要があると認める場合は、使用者の同意がなくても、管理者がこれを行うことができる。

3 前項の規定による管理者の処置に要した費用は、使用者の負担とする。

(給水装置の切断)

第25条 使用者は、その管理する給水装置を使用する見込みがなくなった場合は、当該給水装置を配水管等への取付口で切断しなければならない。

2 管理者は、給水装置が使用されていない場合において、工業用水道の管理上特に必要があると認めるときは、使用者の同意がなくても、当該給水装置を切断することができる。

3 前項の規定による切断に要した費用は、使用者の負担とする。ただし、管理者が必要があると認める場合は、本市の負担とすることができます。

本則に次の1章を加える。

第7章 雜則

(料金、手数料その他の納付金の減免)

第26条 管理者は、特別の理由があると認める場合は、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の納付金を減免することができる。

(給水の停止)

第27条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が継続している間、当該使用者に対し、給水を停止することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して工業用以外の用途で工業用水を使用したとき。
- (2) みだりに給水装置工事を施行したとき。
- (3) 第18条の規定に違反して工業用水を濫用し、又は分与し、若しくは販売したとき。
- (4) 料金を管理者が指定した期限を過ぎてもなお納付しないとき。
- (5) 第20条第1項のメーターの点検又は第24条第1項の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (6) 第24条第1項の処置を行わないとき。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の条例（以下「旧条例」という。）第23条第1号の規定によりされている給水の開始の願い出は、改正後の条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定によりされている申込みとみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第9条第2項の許可を得た者は、施行日以後に新条例第8条第1項の需給契約を締結しようとする場合においては、新条例第6条第1項の承諾を得た者とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第23条の契約を締結し、工業用水の供給を受けている者は、新条例第8条第1項の需給契約を締結した者とみなす。

5 施行日前に旧条例第9条第1項の規定により請求を受けた給水装置工事の施行及び当該工事に要する費用の負担については、新条例第9条及び第10

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する旧条例第33条の規定による違反処

分又は旧条例第34条の停水の処分に関しては、なお従前の例による。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

参考資料

制 定 要 旨

工業用水道事業者及び使用者の責任、費用の負担区分等をより適正かつ明確
にすること等のため、この条例を制定するものである。